

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700173号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700172号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年3月30日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成16年3月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のB社(現在は、C社)における平成17年8月5日の標準賞与額を18万円及び平成21年12月15日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成17年8月5日及び平成21年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月5日及び平成21年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月30日

② 平成17年8月5日

③ 平成21年12月15日

A社に勤務した期間のうち請求期間①の賞与の記録がない。

また、B社に勤務した期間のうち、請求期間②及び③の賞与の記録がない。請求期間①、②及び③に事業所から賞与の支払を受けており、当時の賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された賞与の支給明細書、同僚の請求期間①に係る預

金通帳の写し及びA社の元社会保険事務担当者の陳述により、請求者は同社から15万円の賞与の支払を受け、当該賞与から15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元社会保険事務担当者並びに同社を分社化して設立されたC社の事業主及び社会保険事務担当者は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がなく不明と陳述及び回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②及び③について、C社及び請求者から提出された請求者に係る賞与の支給明細書並びに同社の請求期間②及び③に係る預金通帳の写しにより、請求者はB社から請求期間②は18万円、請求期間③は5万円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間②は18万円、請求期間③は5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主及び社会保険事務担当者は、請求期間②及び③について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、当時の資料がなく不明と陳述及び回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700200号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700173号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

年金事務所からの通知により、A社における請求期間の標準賞与額の記録が漏れていることを知った。請求期間に賞与が支給されていたので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与支給明細表、同社の回答及びB健康保険組合の回答により、請求者は、平成15年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う上限となる標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月4日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700197号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700174号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B本部における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月1日から平成20年5月16日まで

A社B本部からC事業所に派遣され、調理担当として勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録がない。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録は、A社B本部において、資格取得年月日が平成19年5月29日、離職年月日が平成24年1月15日となっていること及び同社から提出された「平成20年賃金台帳一覧」により、請求者が平成19年3月1日に同社にアルバイトとして入社したことが確認できることから、請求者が請求期間のうち、一部期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B本部では、請求期間に係る人事記録等の資料は保管していない旨回答していることから、請求期間のうち、平成18年2月1日から平成19年2月28日までの期間に係る勤務については確認できない。

また、A社B本部から提出された「平成20年賃金台帳一覧」により、請求期間のうち、平成19年12月から平成20年4月までの期間の厚生年金保険料について、請求者の給与から控除されていないことが確認できることから、同社は、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述、回答している。

さらに、D健康保険組合から提出された「健康保険資格喪失証明書」によると、請求者の資格取得年月日が平成20年5月16日、資格喪失年月日が平成24年1月16日となっており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間に居住していたE市では、請求者が請求期間以前から継続して同市において、国民健康保険に加入していた旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。